

京都市黒田トレーニングホール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年5月20日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 12 号

京都市黒田トレーニングホール条例施行規則の一部を改正する規則

京都市黒田トレーニングホール条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表卓球台の項中「200」を「210」に改め、同表支柱及びネットの項中「200」を「210」に、「410」を「430」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市黒田トレーニングホール条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)